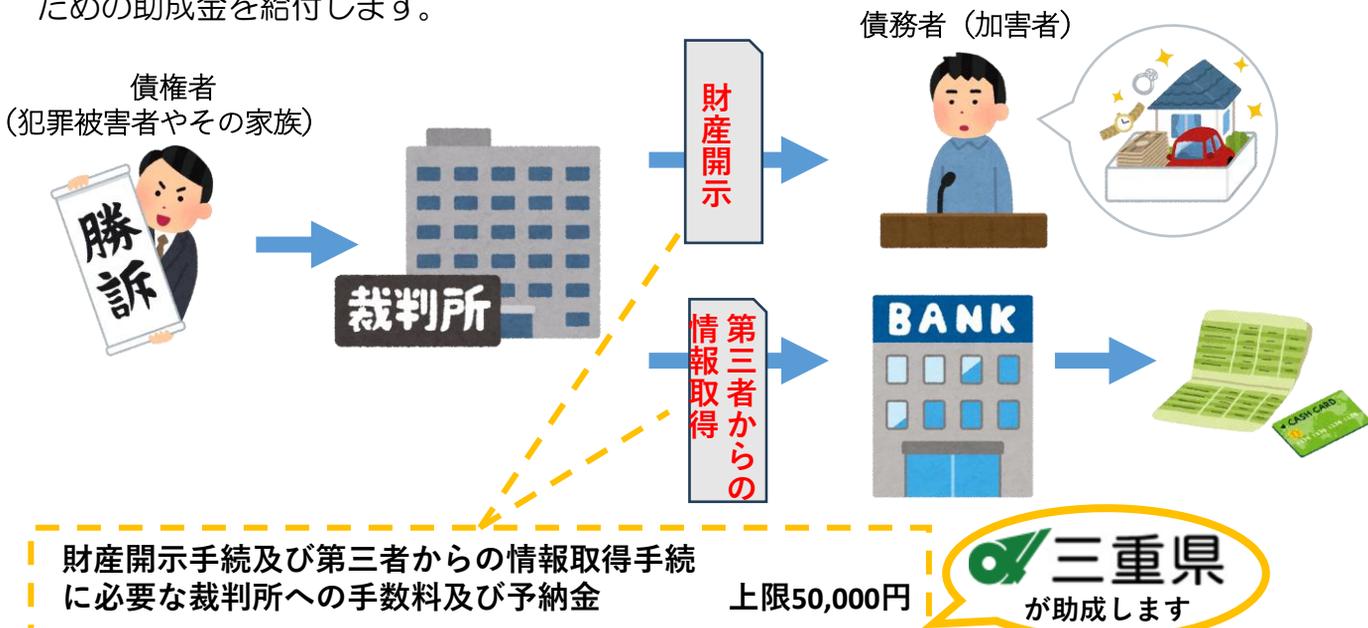


三重県犯罪被害者等財産開示手続及び 第三者からの情報取得手続費用助成金制度

財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金とは

犯罪被害者やそのご家族が、加害者に対して犯罪被害に関する損害賠償を命じる債務名義を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けられない場合において、加害者の財産の所在を明らかにするための手続（財産開示手続及び第三者からの情報取得手続）に要する費用を助成し、損害賠償金の回収の実効性を高め、経済的負担の軽減を図るための助成金を給付します。



助成対象について

- 対象となる犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪にあたる行為
- 対象者 次のいずれにも該当している方
 - (1) 犯罪行為により死亡又は重傷病・精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求について、財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てをした者
 - (2) 上記(1)をした日において県内に住所を有している者
 - ※重傷病 1か月以上の加療かつ3日以上入院を要するもの
 - 精神疾患 3か月以上の加療かつ3日以上労務に服することができない状態
- 対象費用 財産開示手続及び第三者からの情報取得手続に要した費用のうち、裁判所に対して支払う手数料等（上限5万円）
- 申請書類 申請様式及び申請に必要な添付書類については、三重県ホームページ (https://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/anzen/04414000133_00005.htm) をご確認ください
- 申請期限 財産開示手続及び第三者からの情報取得手続が終了した日の翌日から1年以内

制度の詳細については、下記担当窓口までお問い合わせください

【担当窓口】 三重県環境生活部 くらし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2664